



平成 27 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌエフ回路設計ブロック
代表者名 代表取締役社長 高橋 常夫
(JASDAQ・コード 6864)

問合せ先
常務取締役業務管理本部長 大滝 正彦
電話 045-545-8101

自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 13 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは電子機器の開発、製造、販売を主な事業としており、創業以来「ユニーク&オリジナル」をモットーに、当社グループの技術力を生かした製品提供によるエレクトロニクス産業の発展と社会への貢献を目標にまいりました。特に最近では、独創技術を核として、先端技術開発に貢献できる製品開発、トータルソリューション営業体制を確立し、「市場から期待される企業」を目指しております。

また、当面の経営目標として売上高経常利益率を安定的に 8%以上確保することを掲げ、独創的な商品開発、組織的な営業力強化、コストの一層の低減により、収益性の向上と財務体質強化を着実に実現してまいりました。中期的な計画においては、更なる成長を図るべくコア技術を磨き上げ、一層の差別化と競争力強化を図ると共に、新規事業をも含めた事業規模拡大、海外市場の開拓強化、更なるコスト低減等の推進を業務提携や協業をも通じて、より効果的、効率的に経営展開しようと鋭意取り組んでおります。

今般、本社及び子会社工場の生産能力を増強するべく、今回の調達資金を中心として設備投資を計画しておりますが、当社グループでは、従来から、受注量や内容の変化に柔軟に対応しながら高品位な生産を実現する高付加価値型の国内生産体制を構築して参りました。

本資金調達によって、生産設備の更新拡充による生産能力の増強及び生産効率の更なる向上による一層の収益性向上を図り、経営基盤を更に強固なものにするとともに持続的な成長・発展を遂げるための取り組みに一層邁進してまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 400,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年2月23日(月)から平成27年2月26日(木)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長高橋 常夫に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出席式の種類及び数 当社普通株式 60,000株
なお、上記売出席式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出席人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出席格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出席格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出席法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 高橋 常夫に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 60,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の全額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 27 年 3 月 25 日（水）
- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 3 月 26 日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記（5）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 高橋 常夫に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 60,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、60,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成 27 年 2 月 13 日（金）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 60,000 株の第三者割当による新株式発行（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 27 年 3 月 26 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 3 月 23 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式の推移

(1) 現在の自己株式数	450,574 株	(平成 27 年 2 月 13 日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	400,000 株	
(3) 一般募集後の自己株式数	50,574 株	

3. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	6,270,000 株	(平成 27 年 2 月 13 日現在)
(2) 第三者割当増資による増加株式数	60,000 株	(注)
(3) 第三者割当増資後の発行済株式総数	6,330,000 株	(注)

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資による手取概算額合計上限329,290,000円については、200百万円を平成28年3月期に本社工場の生産能力増強を目的とした設備投資資金に、残額を平成28年3月期及び平成29年3月期に子会社である株式会社NFデバイステクノロジーが生産能力増強を目的とした設備投資を行うための投融資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画の内容につきましては、平成27年2月13日現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設

会社名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社本社工場 (横浜市港北区)	電子計測器 カスタム応 用機器 電子部品 販売業務 管理業務	生産設備 販売設備 統括業務 施設	200,000	—	自己株式処 分資金及び 増資資金	平成27年 3月	平成27年 12月	生産能力 18%増加
㈱NFデバイス テクノロジー (山口県山口市) (注) 2.	電子部品 電 子計測器 電源機器の 製造	生産設備	240,000	—	当社からの 投融資資金 (注) 3.	平成27年 2月	平成28年 5月	生産能力 57%増加
合計			440,000	—				

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 株式会社NFデバイステクノロジーは平成27年1月1日付で、旧社名の山口エヌエフ電子株式会社より商号変更を行っております。
 3. 当社からの投融資資金については、今回の自己株式処分及び第三者割当増資による調達資金も充当いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

当連結会計年度の業績に与える影響は軽微であります。今回の調達資金を上記の資金に充当することにより、事業規模の拡大を通じ、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分に関しては、将来の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続実施することを基本方針としております。また、将来にわたり企業を持続的に発展させていくためには内部留保や株主の皆様への配当金を業績を踏まえて如何にバランスさせていくかが重要と考えております。この観点から、剰余金の配当は、安定配当を基本に業績などを総合的に勘案して決定することとしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、将来の事業展開への備えとしております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	79.29円	86.41円	152.63円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	15.00円 (—)	15.00円 (—)	17.00円 (—)
実績連結配当性向	18.9%	17.4%	11.1%
自己資本連結当期純利益率	10.2%	10.1%	15.9%
連結純資産配当率	1.9%	1.8%	1.8%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	561円	493円	640円	680円
高 値	561円	659円	741円	1,488円
安 値	448円	450円	536円	629円
終 値	498円	630円	680円	824円
株価収益率	6.3倍	7.3倍	4.5倍	—

- (注) 1. 平成25年7月16日に株式会社大阪証券取引所の現物市場が株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されたため、株価は平成25年7月15日までは株式会社大阪証券取引所、平成25年7月16日以降は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成27年3月期の株価については、平成27年2月12日(木)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びに平成26年6月25日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。